

不利益処分の処分基準

処 分 名		児童手当不正利得の徴収
根拠法及び条項		児童手当法第 1 4 条
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課
処 分 基 準	関係条項	なし
	基 準	○児童手当法第 1 4 条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者が あるときは、市町村長は、受給額に相当する金額の全部又は 一部をその者から徴収することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年 4 月 1 日設定
	備 考	